



なかきた

第45号

2022(令和4)年

8月



中城北中城消防署 中城出張所
令和4年4月1日から供用開始



中城北中城消防組合

中城北中城消防本部・消防署

〒901-2314 北中城村字大城 404 番地

中城出張所 〒901-2406 中城村字当間 170 番地

TEL 098-935-4747

FAX 098-935-3338

URL <https://www.nakakita-fd-okinawa.jp>

新職員紹介



かねしま やすし
兼島 八守志

《プロフィール》
平成3年生まれ
帝京平成大学卒
横浜市消防局（前職）

今年度採用されました、兼島八守志と申します。
私は他消防での消防職の経験を経て現在に至ります。地域住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに貢献できるよう日々精進して参ります。そして、皆様から信頼していただける消防官であるよう心がけます。



ひだか りゅうせい
日高 琉星

《プロフィール》
平成11年生まれ
琉球大学卒

今年度採用されました、日高琉星と申します。
現在は沖縄県消防学校で県内の新採用消防職員と日々訓練や勉強に励んでいます。住民の方々を守る立派な消防吏員になれるよう、全力で精進します。よろしくお願いいたします。



いしかわ りゅうや
石川 竜也

《プロフィール》
平成12年生まれ
東洋医療専門学校卒

今年度採用されました、石川竜也と申します。
私は救急救命士を取得し、現在、沖縄県消防学校にて現場で活躍できる消防吏員になるために訓練に励んでいます。これから、中城村及び北中城村住民の生命、身体、財産を守っていただけるように日々努力していきます。これからよろしくお願いいたします。



おおしろ しんた
大城 心太

《プロフィール》
平成14年生まれ
専門学校日経ビジネス卒

今年度採用されました、大城心太と申します。
現在は沖縄県消防学校で知識と技術を身につけ、現場で住民の皆様のお安全を守り、誰からも頼られる立派な消防人になれるよう、日々励んでいます。

退職職員のおしらせ

中城村字登又出身 島袋 修 消防司令
令和4年3月31日付で定年退職いたしました

北中城村字喜舎場出身 比嘉 正志 消防司令補
令和4年3月31日付で勲奨退職いたしました

中城村字奥間出身 比嘉 勝治 消防司令
令和4年3月31日付で定年退職いたしました

沖縄市出身 新垣 将矢 消防士長
令和4年3月31日付で普通退職いたしました

消防協力者表彰

火災が発生した事案に対し迅速に対応し、延焼拡大を未然に防ぎ、素晴らしい行動を称賛いたしまして、表彰状贈呈式が行われました。

本事案は北中城村の一般住宅にて、外出先から帰宅した住人が、火災を発見して助けを求めたところ、通行人の中学生が、近くの工事作業員へ伝え、消火器及び水道水で初期消火を行った事例となります。



北中城中学校 生徒3名
不二宮工業 職員4名

勇気ある行動に
心より感謝申し上げます



マンホールトイレ式 寄贈

令和4年3月18日、中城出張所整備契約事業者の大和リース株式会社様からマンホールトイレ式の寄贈がありました。

マンホールトイレとは、浄化槽・下水道の上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確認するものです。

ご寄贈いただきありがとうございました。



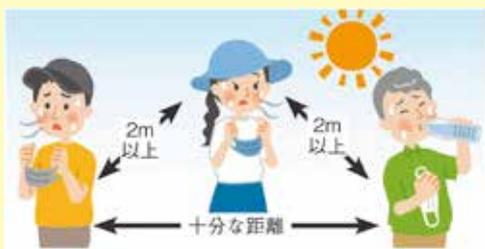
熱中症×コロナ感染防止

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために「新しい生活様式」として、一人ひとりが感染防止の3つの基本である、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの実施や三密（密集、密接、密閉）を避ける、等の予防対策を実践することが求められています。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。一方で、夏を迎えるにあたりマスク着用による熱中症のリスクが高まるのが懸念されます。マスクを着用すると皮膚からの熱が逃げにくくなり、気づかないうちに脱水になる等、体温調整が難しくなってしまいます。

熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止を両立するポイントをまとめましたので確認しましょう。

1. 熱中症を防ぐために屋外ではマスクを外すことを考慮する。

屋外で人と十分な距離（2m以上目安）が確保できる場合はマスクを外すようにしましょう。また、マスクを着用する場合には強い負荷の作業や運動はなるべく避けましょう。



2. 暑さを避ける。

涼しい服装、帽子、日傘等を積極的に活用しましょう。また、熱中症予防のためにはエアコンの活用が有効です。ただし、一般的な家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで換気を行っていません。新型コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。換気により室内温度が高くなりがちなので、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしましょう。

暑さを避けよう



3. 喉が渇いていなくてもこまめに水分補給する。

1時間ごとに水分補給し、1日1.2Lを目安に水分を摂りましょう。また、大量に汗をかいた際は塩分も忘れずに摂りましょう。

こまめに水分補給をしよう



4. 日頃から体調管理を行い、暑さに備えた体づくりをする。

暑さに備え日頃から無理のない範囲で適度に運動しましょう（目安としてやや暑い環境で少しきつと感じる運動を毎日30分程度）。また、毎日の体温測定と健康チェックを行い、体調が悪い時は無理せず自宅で静養しましょう。

熱中症は予防が大切



※高齢者、子ども、障がいをお持ちの方は熱中症になりやすいので十分注意しましょう。周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

出典：厚生労働省、総務省消防庁

令和4年度消防一般会計予算について

令和4年度の当消防組一般会計予算は 586,483 千円と、前年度に比べ 37,933 千円の減額となっております。

歳入予算の内訳としては、分担金及び負担金が 567,028 千円（構成比：96.683%）、繰入金 1,322 千円（構成比：0.225%）、繰越金 6,000 千円（構成比 1.023%）、諸収入 11,827 千円（構成比 2.017%）となっております。

歳出予算減額の主な要因は、地方債を財源とした中城出張所建設事業が完了したことによります。なお、公債費増額の要因は、中城出張所建設事業に伴う地方債の償還によるものです。

歳入予算減額の主な要因は、前述のとおり地方債事業の完了によるものです。また、繰越金の減額は、前々年度において新型コロナウイルス感染症の流行により過大となった予算額を例年水準へと見込んだことによるものです。

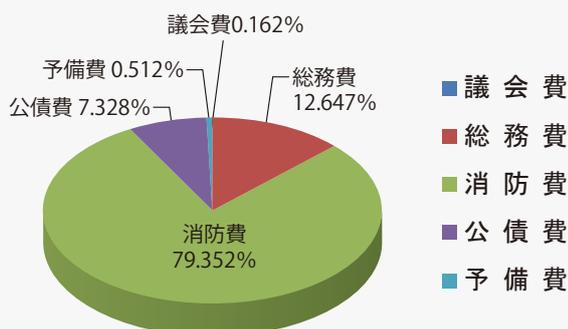
(単位：千円)

歳入	令和4年度 予算額 A	令和3年度 予算額 B	増減額 C=A-B	増減率 (%) C/B×100	構成比 (%) A/歳入合計
分担金及び負担金	567,028	557,247	9,781	1.8	96.683
使用料及び手数料	301	251	50	19.9	0.051
国庫支出金	1	1	0	0.0	0.000
県支出金	1	1	0	0.0	0.000
財産収入	2	1	1	100.0	0.000
繰入金	1,322	3,500	△ 2,178	△ 62.2	0.225
繰越金	6,000	11,000	△ 5,000	△ 45.5	1.023
諸収入	11,827	11,495	332	2.9	2.017
地方債	1	40,920	△ 40,919	△ 100.0	0.000
歳入合計	586,483	624,416	△ 37,933	△ 6.1	100.000

(単位：千円)

歳出	令和4年度 予算額 A	令和3年度 予算額 B	増減額 C=A-B	増減率 (%) C/B×100	構成比 (%) A/歳出合計
議会費	950	950	0	0.0	0.162
総務費	74,171	73,680	491	0.7	12.647
消防費	465,387	506,007	△ 40,620	△ 8.0	79.352
公債費	42,975	41,083	1,892	4.6	7.328
予備費	3,000	2,696	304	11.3	0.512
歳出合計	586,483	624,416	△ 37,933	△ 6.1	100.000

歳出



歳入



令和4年度中部消防長会水難救助訓練

令和4年6月7日に北中城村熱田漁港で「中部消防長会水難救助訓練」が行われました。

この訓練は、中部の6消防本部が合同で水難救助訓練を行う事により、相互の水難救助技術の向上や情報の共有を図り、迅速かつ適切な対応が可能となる事を目的としています。

今年度は中北消防本部が主催となり、中部の消防本部から計33名の隊員が参加しました。水上バイクや高機能救命ボートも出艇し、訓練参加隊員の安全管理も務めました。

熱田漁港内の海中は視界が不良で高度な技術が求められる中、車両検索や潜水検索等、実践的な活動を行い訓練を終了しました。



近年の災害状況

近年の災害状況としては、令和3年7月に静岡県熱海市伊豆山地区で発生した大規模な土砂災害や、同年8月の全国各地で発生した記録的な大雨による河川の氾濫・土砂崩れ・道路の崩壊などがあり、今年3月には福島県沖の深さ57kmを震源とした、マグニチュード7.4の地震がありました。

管轄内では、平成18年6月に発生した豪雨により中城村の新垣～奥間の間で土砂崩れが発生しました。この土砂災害で新垣～北上原の村道では大規模な道路決壊が発生し、被害が及ぶ可能性のある世帯の住民へ「避難指示」が発令されました。

警戒レベルについて

警戒レベルとは、市町村が発令する避難情報等に基づく数字で、主に大雨・洪水・川の氾濫・土砂災害等の発生のおそれの高まりに応じて住民の方々がとるべき行動を示すものです。

市町村から警戒レベル4「避難指示」が発令されたら、対象地区の住民の方々は全員避難しましょう。

また警戒レベルが引き下がった後も豪雨等で地盤が弱くなり、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）や土石流、地すべり等の土砂災害のおそれもあるため、引き続き警戒しましょう。

近年では地球温暖化による海面の上昇により、台風の発生も増加傾向にあります。それぞれの災害に対する事前の心構えが必要となります。

警戒レベル		新たな避難情報等
5	災害発生 又は切迫	緊急安全確保※1
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	災害のおそれ高い	避難指示※2
3	災害のおそれあり	高齢者等避難※3
2	災害状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後災害発生 の可能性のおそれ	早期注意情報 (気象庁)

(出典：内閣府防災情報ホームページ)



# 伊集・南上原まで 5 分早く到着！

中城北中城消防署**中城出張所**が令和 4 年 4 月 1 日から供用開始しました。

同出張所は、南上原地区の急激な人口増加・交通渋滞に対応することや消防署から最も遠い伊集地区・南浜地区の現場到着所要時間の短縮を目的に新設されました。供用開始から約 3 か月、「119 番通報を受けてから現場に到着するまでの時間」について、供用開始の前と後で変化がみられましたのでご報告します。

誰か来てください。  
人が倒れています！



## 現場到着所要時間（平均）

	供用開始前		供用開始後	
伊集地区	14.53 分	→	9.74 分	約 <b>5</b> 分短縮！
南上原地区	14.56 分	→	9.68 分	
南浜地区	15.5 分	→	出場なし(令和 4 年 7 月 1 日現在)	

## 出張所の施設・車両紹介

### 女性専用仮眠室

洗面台やシャワー室、洗濯機などが設置されており、当消防本部初の女性消防士の誕生が期待されています。



### 消防団待機室・団車両

東日本大震災のような災害に備えるため、消防職員と団員が一丸となって効率良く任務に当たることができるよう整備されています。



## 新団員紹介



おおしろ ゆい  
**大城 優衣**  
中城村在住  
令和4年3月入団

大城優衣と申します。団員として防災に関する知識を身につけ、少しでも地元へ貢献できるよう頑張ります。男性団員に負けないよう努力に励みますのでよろしくお願ひします。



たけとみ たかし  
**武富 崇**  
中城村在住  
令和4年5月入団

武富崇と申します。防災、減災技術の習得で地域の防災環境の整備に努めること。防災、減災技術の導入で地域の防災意識の向上を図ること。この二つの目標を達成するため入団を決意いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 退職団員の お知らせ

宮里龍一（北中城村在住）  
令和 4 年 5 月 31 日付けで退職しました。



## 危険な建物を公表しています

「**違反対象物公表制度**」とは、建物を利用する方が**火災の危険性**に関する情報を自ら入手し、その建物の利用について判断できるよう、**重大な消防法令違反**がある建物の所在地、名称、違反内容などを消防本部のホームページ（HP）で公表する制度です。



「**公表制度の対象**」となるのは、**飲食店、物品販売店舗、就労継続支援事業所**などの不特定多数の方や災害弱者が利用する建物で、「自動火災報知設備」、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」の設置義務がありながらも設置していない建物が対象になります。

当消防本部においては、令和2年4月から運用を開始しています。令和4年1月20日現在、公表している建物は6件あり、その内訳は、**南上原2件、和宇慶1件、喜舎場1件、島袋2件**となっています。

自分や大切な人の命が火災の危険にさらされてしまうことのないよう違反対象物情報を積極的に活用していただきたいと思います。

詳しくは、「中城北中城消防HP」→「**違反対象物の一覧**」をクリック!!

**違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。**



## 旧規格の消火器 はもう使えない!??

**共同住宅のお住まいの方！店舗の従業員さん!! 必見です↓↓**

2011年1月1日に消火器の規格省令が改正されたことにより、「**旧規格**」の消火器は2021年12月31日を過ぎたことで消火器として認められなくなり、急ぎ交換が必要となりました。

左のイラストを見て、ご自宅の消火器をチェックしてみましょう!!もし「**旧規格**」の表示がありましたら交換をお願いします。

アパートの居住者であれば管理人や不動産に、店舗職員であれば店長やオーナーに連絡してお伝えください!!

**※一戸建て住宅にお住まいの方に義務はありません!!**



## 消火器を安全に使用できる期限はおおむね10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器を安全に使用できる期限（設計標準使用期限）は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

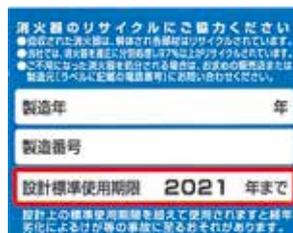
「**新規格**」の消火器の本体には「**設計標準使用期限**」が書かれています。

これが書かれていない消火器は「**旧規格**」ですので、早めの交換を!!

## ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「**特定窓口**」（消火器販売店等）または「**指定引取所**」（メーカー営業所等）へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話（03-5829-6773）でご確認できます。



廃棄窓口はスマホで検索



# あなたのアパート 火災に気づかないかも



消防用設備は、いつなるとき火災が発生しても確実に機能を発揮する必要があり、日頃の維持管理が重要です。そのため、消防用設備を定期的に点検し、その結果を消防長に報告することが消防法によって義務づけられています。「現在のアパートに住んで1年以上になるが、点検業者が訪ねてきた覚えがない。」という方は、迷わず不動産管理会社又は所有者にお問い合わせください。

## Q&A

### Q1. 消防用設備ってなに？

A. 身近にあるものとして、消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯、連結送水管などがあります。



### Q2. 点検や報告の時期は？

A. 点検の内容に応じて、次のように定められています。  
・機器点検：6 か月ごと（外観や機器の機能を点検します。）  
・総合点検：1 年ごと（機器を作動させ総合的な機能を確認します。）  
・報告期間：防火対象物の用途に応じて次のように定められています。



#### 特定用途防火対象物：1年に1回

飲食店、物品販売店舗、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの自主避難することが難しい方が利用する建物

#### 非特定用途防火対象物：3年に1回

共同住宅（アパート・マンション）、事務所、学校、工場などの特定の方が利用する建物

### Q3. 点検はどこに依頼したらいいの？

A. 電話帳やインターネット等に掲載されている消防用設備や保守点検の会社情報を参考にしてください。

### Q4. 点検報告を行わなかった場合、罰則はあるの？

A. 消防用設備の維持のため必要な措置をしなかった場合（点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者）は、**30万円以下の罰金又は拘留**に処されることがあります。（消防法第44条第11号）また、その法人も同様に処されることがあります。（消防法第45条第3号）

### いいかげんな点検を行う業者を選定

# しない

信頼できる点検業者を選定し、適正な点検をさせましょう。



### 粗雑な点検を

# させない

点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行わなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。*

※（平成11年消防予第145号）



### 不適切な点検事業者を

# ゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。



## 消火器の訪問点検にご注意を！

各地で不適切な点検や高額請求の被害が多発しています。点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認しましょう。



従業員の皆さまにも周知徹底を！

## トラブル防止のポイント！

契約業者でない場合は…

- ハッキリと点検を拒否する。
- みだりに契約書にサイン等をしない。
- 身分証明書等の提示を求める。